

平成 28 年度地域包括支援センター運営方針及び事業計画（案）

1 運営方針

(1) 基本方針

武蔵野市においては、第 5 期長期計画の重点施策である「地域リハビリテーション」の理念に基づくとともに、「武蔵野市高齢者福祉総合条例」の総合的な施策体系を基礎とした「2025 年へ向けた“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”」（地域包括ケアシステム）の推進を基本的方向性として掲げ、重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「高齢者の尊厳を尊重」し、住み慣れた地域・居宅での生活を継続できることを基本的な目標として設定する。

本市では従来より、直営の基幹型地域包括支援センター 1 カ所と委託による在宅介護支援センター（地域包括支援センター支所） 6 カ所の体制により、小地域完結型で重層的な地域相談体制を構築してきた。

今後、高齢者人口が増加し、解決すべき課題が増大・多様化することが予測される中で、介護保険制度改正においては地域支援事業の充実分（介護保険財源）として、地域包括支援センターの機能強化と生活支援サービスの体制整備等が求められている。

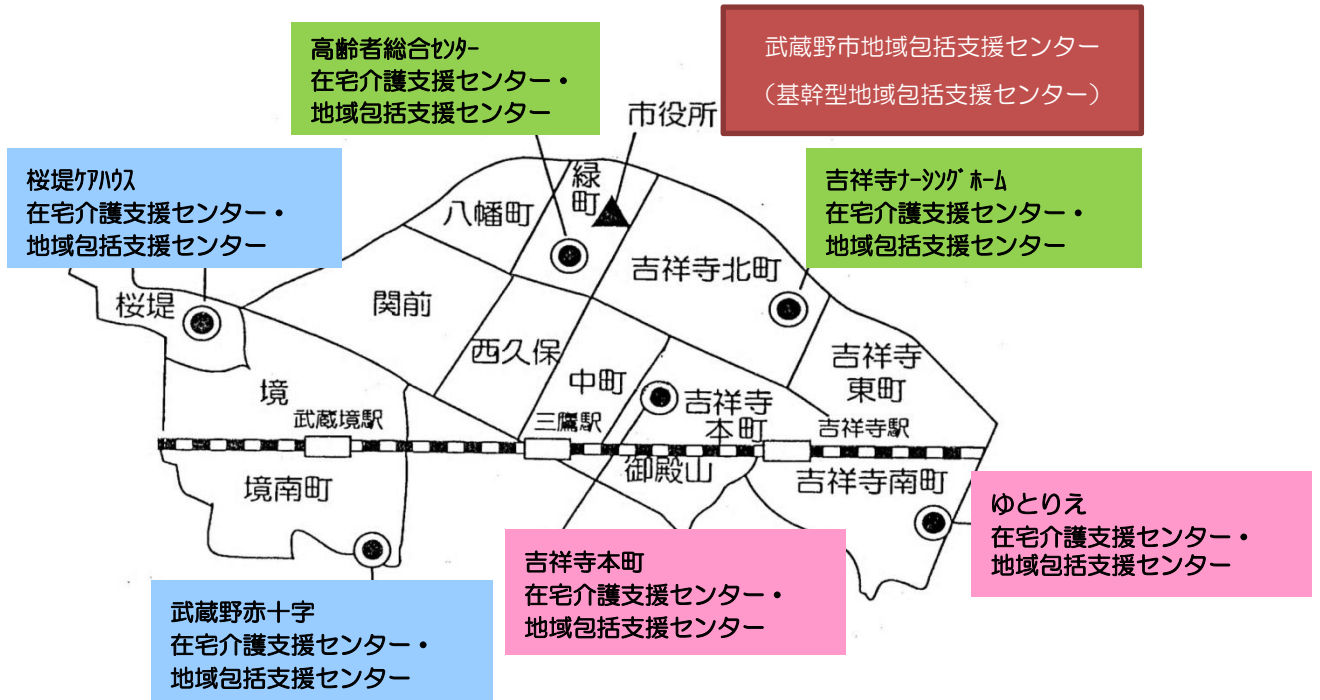
そのため平成 28 年度より、各在宅介護支援センターに介護保険法で必要とされる 3 職種（保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士）を配置し、エリア担当の地域包括支援センター（以下「在宅介護支援センター・地域包括支援センター」という。）として機能強化する。

また、生活支援体制整備では、住民や N P O 等多様な主体による生活支援の提供体制の充実を図り、地域の支え合いの体制づくりを推進するために、平成 27 年度に基幹型地域包括支援センターに全市レベル（第 1 層）の生活支援コーディネーターを配置したところであるが、これに加え、平成 28～29 年度に日常生活圏域レベル（第 2 層）の生活支援コーディネーターを在宅介護支援センター・地域包括支援センターに各 1 名配置し、地域住民や N P O 法人、民間事業者等が地域で定期的に行う高齢者の集いの場「いきいきサロン」（平成 28 年度新規事業）の立ち上げ支援やコーディネートの援助等を行い、「共助による支え合いの仕組みづくり」を推進する。

なお、平成 28 年度は 3 カ所（吉祥寺本町、高齢者総合センター、吉祥寺ナーシングホーム）、平成 29 年度に 6 カ所全てに配置していく。

直営の基幹型地域包括支援センターは全市的な視点に立って、相談支援や虐待対応等の仕組みづくり等と共に、エリア担当である在宅介護支援センター・地域包括支援センターのバックアップを行い、保健・医療・介護などの関係機関の多職種連携や地域住民の「互助」「共助」における地域包括支援ネットワークを構築し、地域包括ケアシステムを推進する。

(2) 組織・運営体制



① 基幹型地域包括支援センター

直営 1 カ所。全市的な視点に立って、市域にわたる多職種連携を強化し、市内 6 カ所の在宅介護支援センター・地域包括支援センターを後方支援する。

名称：武蔵野市地域包括支援センター	担当地区：市内全域
-------------------	-----------

基幹型地域包括支援センター (主な資格)	保健師及び 看護師	社会福祉士 (準ずる者含む)	主任介護支援 専門員	介護支援 専門員	一般事務	計
市職員	3 ※1		1		1	5
関連法人派遣受入		3 ※2				3
嘱託職員				3 ※3		3
計	3	3	1	3	1	11

※1 保健師 1 名は、認知症コーディネーターリーダー（認知症地域支援推進員）

(平成 28 年 5 月 1 日現在)

※2 社会福祉士 1 名は、生活支援コーディネーター（第 1 層）

※3 介護支援専門員（嘱託職員）3 名は、指定介護予防支援事業所業務に専任

② 在宅介護支援センター・地域包括支援センター

委託型 6 カ所。地域包括ケアシステムの拠点として、小地域完結型の相談・サービス提供体制を構築する。

(平成 28 年度)

在宅介護支援センター・ 地域包括支援センター	ゆとりえ	吉祥寺本町	高齢者総合セ ンター	吉祥寺 ナーシング	桜堤ケアハウ ス	武蔵野赤 十字	総数
受託法人名	社会福祉法人 武蔵野	特定非営利活 動法人 日本 アビリティーズ 協会	公益財団法人 武蔵野市福祉 公社	社会福祉法人 至誠学舎東京	社会福祉法 人 武蔵野	日本赤十 字社 東京 都支部	—
担当地区	吉祥寺東町 吉祥寺南町 御殿山1丁目	御殿山2丁目 吉祥寺本町	中町・西久保 緑町・八幡町	吉祥寺北町	関前・境 桜堤	境南町	—
職員配置数※4 (カッコ内は平成 27 年度)	6 (6)	4.5※5 (3.5)	8 (7)	5 (4)	6 (6)	4 (4)	33.5 (30.5)
保健師	1	1	1	1	2	1	—
社会福祉士	3	1	2	3	2	3	—
主任介護支援専門員	3	1	3	2	2	2	—
生活支援コーディネーター(第 2 層)	—	1	1	1	—	—	3
人口※6	28,558	13,410	37,840	16,380	33,198	14,244	143,630
高齢者人口	6,722	2,804	8,286	3,641	6,656	3,265	31,374
高齢化率	23.5%	20.9%	21.9%	22.2%	20.0%	22.9%	21.8%
職員一人当たりの高齢者数 (カッコ内は平成 27 年度)	1,120 (1,113)	623 (792)	1,035 (1,148)	728 (898)	1,109 (1,088)	816 (798)	936 (1,010)

※4 保健師（看護師含む）、社会福祉士、主任介護支援専門員、生活支援コーディネーター(第 2 層)については、再掲有

※5 吉祥寺本町については、他事業との兼務有

※6 人口、高齢者人口については、平成 28 年 4 月 1 日現在

2 平成 28 年度事業計画

事業項目		事業内容	実施計画	「基幹型」、「在支・包括」との業務分担
包括的支援事業	総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態把握【継続】 	平成 28 年度においても継続実施 (熱中症予防シートを活用した実態把握の実施【新規】)	<基幹型> 主に、入院・入所等の方、関係課との連携対応が必要な場合の相談支援 <在支・包括> 主に、在宅の方の相談支援
	権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護サービス事業者及びケアマネジャーに対する虐待に関する研修の実施【継続】 	年 4 回	<基幹型> 障害者福祉課と共催で開催 <在支・包括> 基幹型と連携して研修内容を検討
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民に対する虐待防止に関する普及啓発の実施【新規】 	平成 28 年度中	<基幹型> 普及啓発方法の検討 <在支・包括> 基幹型と連携して普及啓発を行う
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者虐待防止マニュアルの作成【新規】 	平成 28 年度中	<基幹型> マニュアルの作成 <在支・包括> 基幹型と連携して内容を検討
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者及び障害者虐待防止連絡会議（平成 24 年度から障害者福祉課と共管）の実施【継続】 	年 2 回	<基幹型> 障害者福祉課と共催で開催 <在支・包括> 会議に出席
<ul style="list-style-type: none"> ■ 見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会の実施 	年 2 回	<基幹型> 関係課と連携して開催 <在支・包括>		

包 括 的 支 援 事 業		【継続】(孤立防止に加え、消費者被害防止、防犯対策を目的とした庁内及び関係機関の連携強化)		会議に出席
	介護予防ケアマネジメント業務	■ 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施【継続】	平成 28 年度においても継続実施	<基幹型> ・サービス担当者会議への出席等によりケアの質の担保を図る ・武蔵野市独自様式の評価 <在支・包括> 生活支援ヘルパー派遣事業利用者の総合事業移行支援
	包 括 的 ・ 継 続 的 ケ ア マ ネ ジ メ ン ト 支 援 業 務	■ ケアプラン指導研修の実施【継続】	年 3 回	<基幹型> 研修委員会の運営 <在支・包括> 委員として出席
		■ 主任ケアマネジャー研修の実施【継続】	年 1 回	<基幹型> 研修企画・開催 <在支・包括> 研修に参加
		■ 主任ケアマネジャーの活用【新規】(地区別ケース検討会における事例検討のスーパーバイズを行う)	平成 28 年度中	<基幹型> 地区別ケース検討会の開催支援 <在支・包括> 地区別ケース検討会における事例検討のスーパーバイズを居宅介護支援事業所と連携して実施
地域ケア会議推進事業 【制度改正による充実分】	■ 個別地域ケア会議の開催【新規】	在宅介護支援センター・地域包括支援センター毎に年 1 回	<基幹型> 開催方法の検討・整理 <在支・包括> 会議開催	

包括的支援事業		<ul style="list-style-type: none"> ■ エリア別地域ケア会議の開催【継続】 	在宅介護支援センター・地域包括支援センター毎に年 2 回	<基幹型> 開催支援 <在支・包括> 会議開催
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 全市的な地域ケア会議の開催【継続】 	年 1 回	<基幹型> 会議内容について関係課と調整等 <在支・包括> 会議に出席
	在宅医療・介護連携推進事業 【制度改正による充実分】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「脳卒中地域連携パス」を多職種連携のツールとして活用する方策の検討【新規】 	平成 28 年度中	<基幹型> 関係課と連携して方策を検討 <在支・包括> 基幹型と連携して方策を検討
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 在宅医療介護連携支援室と協働した医療介護連携の取組推進【継続】 	平成 28 年度中	<基幹型> 在宅医療介護連携支援室と連携・調整し、相談に対応 <在支・包括> 医療介護連携に関する相談機能を強化
	生活支援体制整備事業 【制度改正による充実分】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域のニーズの掘り起こし、既存の地域資源や人材とマッチングさせる役割を担う生活支援コーディネーターの配置【継続】 	平成 28 年 4 月より 3 カ所の在宅介護支援センター・地域包括支援センター（吉祥寺本町、高齢者総合センター、吉祥寺ナーシングホーム）に配置 (平成 29 年度には 6 カ所に配置)	<基幹型> 第 2 層の後方支援 <在支・包括> 「いきいきサロン」の立ち上げ支援やコーディネーターの援助等
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活支援サービス整備に関する定期的な情報共有や連携強化等のための協議体の設置【新規】 	・平成 28 年度より既存の「地域包括支援センター運営協議会」を「地域包括ケア推進協議会」に拡充し、第 1 層（市全	<基幹型> ・生活支援コーディネーター連絡会議の開催 ・地域包括ケア推進協議会への報告

包括的支援事業			域レベル) の協議体に位置付ける ・第 2 層 (日常生活圏域レベル) の協議体は既存の会議等を活用して開催	<在支・包括> ・生活支援コーディネーター連絡会議に出席 ・各地域での協議への参加
	認知症総合支援事業 【制度改正による充実分】	■ 認知症コーディネーター (認知症地域支援推進員) の配置による認知症連携の強化 【継続】	平成 28 年度中	<基幹型> ・在支・包括の後方支援 ・認知症初期集中支援チームの支援や杏林大学病院の認知症アウトリーチチームとの協働により、適切な医療・介護につなぐ <在支・包括> 認知症初期集中支援チームのコーディネートを行い、認知症の早期発見・早期対応に取り組む
		■ もの忘れ相談シートの活用促進 【継続】	平成 28 年度中	<基幹型> シートの活用・周知等 <在支・包括> シートの積極的な活用
		■ 医師会と協働した認知症相談の実施 【継続】	平成 28 年度中	<基幹型> 相談会の開催 <在支・包括> 相談会への同席
		■ 認知症初期集中支援チームの運用 【新規】	平成 28 年度中	<基幹型> 認知症初期集中支援チームの評価 <在支・包括> 認知症初期集中支援チームの運用
	■ 認知症ケアパスの普及・啓発 【新	平成 28 年度中	<基幹型> 普及啓発方法の検討	

		規】		〈在支・包括〉 基幹型と連携して普及啓発を行う
指定介護予防支援	■ 介護保険における予防給付等の対象となる要支援者への介護予防サービス計画の作成及び関係機関との連絡調整【継続】		平成 28 年度においても継続実施	〈基幹型〉 指定介護予防支援事業所として、契約・サービス担当者会議への出席・給付管理業務を実施
一般介護予防事業	■ 介護予防普及啓発事業【新規】 (「健康長寿都市」を目指した介護予防普及啓発のためのパンフレット作成)		平成 28 年度中	〈基幹型〉 パンフレット作成 〈在支・包括〉 基幹型と連携して普及・啓発を行う